

行政過程における私人の行為(1)

(百選「I-130」～「I-135」)

問題 001

独占禁止法45条1項は、公正取引委員会の審査手続開始の職権発動を促す端緒に関する規定であるにとどまらず、報告者に対して、公正取引委員会に適切な措置をとることを要求する具体的請求権を付与したものである。

001 解答：誤り

そのようには解されないとした。(I-130)

問題 002

独占禁止法の定める審判制度は、もともと公益保護の立場から同法違反の状態を是正することを主眼とするものであって、違反行為による被害者の個人的利益の救済をはかることを目的とするものではない。

002 解答：妥当である。(I-130)

問題 003

公正取引委員会は、独占禁止法45条1項に基づく報告、措置要求に対して応答義務を負い、これを不問に付すことは、被害者の具体的権利・利益を侵害するものと言わざるをえない。

003 解答：誤り

公正取引委員会には応答義務はなく、不問に付したからといって、被害者の具体的権利・利益を侵害するものとはいえないとした。(I - 130)

問題 004

道路法47条4項の規定に基づく車両制限令12条所定の道路管理者の認定は、許可とは法的性格を異にし、基本的には裁量の余地のない確認的行為の性格を有するが、右認定の制度の具体的効用が許可の制度のそれと比較してほとんど変わるところがないことなどを勘案すると、右認定に当たって、具体的事案に応じ道路行政上比較衡量的判断を含む合理的な行政裁量を行使することが全く許容されないものと解するのは相当でない。

004 解答：妥当である。(I - 131)

問題 005

道路法47条4項の規定に基づく車両制限令12条所定の道路管理者の認定について、区長が約5カ月間認定を留保したことは、行政裁量の行使として許容される範囲を超えるものであり、国家賠償法1条1項の定める違法性があるものといわなければならない。

005 解答：誤り

行政裁量の行使として許容される範囲内にとどまるものというべく、国家賠償法1条1項の定める違法性はないものとした。(I-131)

問題 006

建築確認処分の留保について、建築主が行政指導に不協力・不服従の意思を表明している場合には、当該建築主が受ける不利益と行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して、行政指導に対する建築主の不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法である。

006 解答：妥当である。(I-132)

問題 007

確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、所得税法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されない。

007 解答：妥当である。(I - 1 3 3)

問題 008

納税義務者本人が第三者名義でその納税申告をすることは、全くの虚偽ではないのだから、すべてただちに無効と解するのは不当である。

008 解答：誤り

下級審はそう判示したが、最高裁は、外観上一見して納税義務者本人の通称ないし別名と判断できるような場合でない限り、納税義務者本人の納税申告として、その納税義務の確定という効果は生じないとした。

(I - 1 3 4)

問題 009

公認会計士となる資格を有する者は、登録を受けることにより、公認会計士の業務を適法に営む資格を取得するとともに、大蔵大臣(当時)及び日本公認会計士協会に対してその監督を受ける関係にたつ。

009 解答：妥当である。(I - 1 3 5)

問題 010

公認会計士たる地位の喪失は、当然公認会計士が業務遂行の意思がなくなったことを明らかにしたときに生ずるものであり、公認会計士がその業務を廃止したときに生ずるものというべきである。

010 解答：誤り

公認会計士が業務遂行の意思がなくなったことを明らかにし、かつ監督機関において監督関係の保持の必要がないと認めたときにはじめて生ずるものであり、公認会計士がその業務を廃止した時ではなく、日本公認会計士協会がこれに基づいて登録を抹消した時に生ずるものとした。(I - 1 3 5)